

財 関 第 325 号
令和 6 年 4 月 2 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

石油の数量査定及び価格鑑定について等の一部改正について

石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和 34 年 2 月 12 日蔵税第 199 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日（ただし、下記第 4、特例法基本通達（第 5 章 ATA 条約特例法関係）については、同年 4 月 30 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、本通知は令和 6 年 3 月 31 日付通知（財関第 258 号）に代わるものである。

記

- 第 1 石油の数量査定及び価格鑑定についての一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 3 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。
別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。
別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 5 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。
次に掲げる様式をこれに対応する別紙 5 - 1 のように改める。
税関様式 C 第 1010 号

税関様式B第1280号

別紙5-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵関第252号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成13年10月5日財関第810号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙8のように改める。

救援物資等輸出入申告書

第9 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第10 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙10-1及び10-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第12 税関職員を保税蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について（平成26年6月13日財関第605号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙12のように改める。

別紙様式1 特例検査・特例貨物確認申出書

第13 畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）の一部を次のように改正する。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。